

議案第 3 号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 5 月 1 6 日提出

佐倉市長      西   田   三十五

佐倉市条例第        号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

附則第 17 項中「若しくは第 48 項」を「、第 48 項若しくは第 50 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の佐倉市都市計画税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 30 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。